## 問題1 以下の小問に答えなさい(配点25点)

- (1) Aは、YのBに対する債権を担保するために自己所有の不動産に抵当権を設定した。 Aの一般債権者Xは、YのBに対する債権が消滅時効にかかっているとして、その 時効援用権を行使することができるか。また、その他の方法は考えられないか。
- (2)判例によれば、時効援用権者とは、時効援用により直接に利益を得る者である。Y は、Aから融資を受け、自ら所有する不動産甲についてAのために第1順位の抵当 権を設定した。その後、Yは、Xからも融資を受け、甲についてXのためにも第2 順位の抵当権を設定した。Xは、AのYに対する被担保債権の消滅時効を援用する ことができるか。
- (3) X は、土地を数量指示売買で Y から購入し、代金を支払い、引渡しを受けた。 X は、 購入から 1 2 年後に同土地が数量不足であることに気がついた。 Y は、売買契約当 時、当該土地が数量不足であることを全く認識していなかった。 X は、数量不足を 知った翌日に Y に対して代金減額を求めた。 X の請求は認められるか。 肯定、否定 の理由を示して答えなさい。

## 問題2(配点25点)

Aは、Bに対して売掛金債権を有している。Aは、この債権をCに譲渡するとともに、 その旨をBに通知した。

Bも、Aに対して反対債権を有している。Bは、この債権を自働債権とし、売掛金債権を受働債権として相殺を主張し、Cに対抗することができるか。 AのBへの債権譲渡の通知後にBが反対債権を取得した場合と、 その通知前にBが反対債権を取得した場合とを区別して論じなさい。

## 問題3 以下の文章を読み、小問に答えなさい。(配点25点)

Aは、友人BがCから1000万円の融資を受けるのに際して、Aの父Dに無断で勝手にその代理人としてDを連帯保証人とする連帯保証契約を締結した。その後Dが死亡したので、CはAに支払いを求めてきた。

- (1) Dの相続人が、Aのみの場合と、Dの配偶者とAとである場合とでは、Aの債務 はどのように異なるか。
- (2) Dが生前本件連帯保証契約の存在を知り、これを拒絶していた場合、CはAに債務の履行を請求することができるか。
- (3) Dの死後、全財産をDの弟Eに譲ると書かれたDの自筆証書遺言が見つかった。 Eは、Cからの支払請求に対し、どのような主張をすることができるか。

## 問題4(配点25点)

Aが所有する甲土地は、昨今の不動産不況のもとで用途も定まらないままに放置されていた。現在では、Bが、Aによる甲土地の管理が行き届かないのに乗じ、その土地上に乙建物を建ててこれを所有し、賃借人Cに乙建物を占有させている。ところが、A自身は、Bらによる甲土地の占有状態に関心を示さず、全く動こうとしない。

このような状況に業を煮やしているのは、甲土地上の地役権や留置権、抵当権の存在を 主張する者たちである。以下の設問に答えなさい。

- (1) 甲土地上に通行地役権を取得しているDは、乙建物所有者Bおよび同建物賃借人 Cに対し、どのような請求をすることができるか。
- (2) BおよびCが甲土地の占有を開始する以前、Aから甲土地とこれに隣接する丙土地の造成工事を一括して請け負ったEは、工事請負代金の一部未払いを理由として、甲土地をAに引き渡したのちも丙土地を占有し続けている。上記の請負代金債権を被担保債権として留置権を主張するEは、BおよびCに対してその留置権にもとづく請求をすることができるか。
- (3) A所有の甲土地上に抵当権の設定を受けたFは、BおよびCに対してどのような 請求をすることができるか。